

【負傷や疾病による障害が出た】

支援策の名称	2 災害障害見舞金
支援の種類	支給
支援の内容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた場合、災害弔慰金の支給等に関する法律及び伊達市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合:250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合:125万円
対象となる方	●災害により次の重い障害を受けた方です。 ① 両眼が失明した方 ② 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した方 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を受け、常に介護を要する方 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を受け、常に介護を要する方 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った方 ⑥ 両上肢の用を全廃した方 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧ 両下肢の用を全廃した方 ⑨ 精神及び身体に障害を重複して受け、その重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方
お問合せ先	健康福祉部社会福祉課 024-575-1264

【被災地での健康を守るためのメモ】

●生活・身の回りのことについて

～食事について～

①栄養をとる

・できるだけ、いろいろな食物を食べるようにしましょう。寒いときはより多くのカロリーが必要です。

②食品の衛生

・食事の前には、流水が使えるときは、手洗いを励行しましょう。
 ・食料は、冷蔵庫での保管を心がける等、適切な温度管理を行いましょう。
 ・加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱しましょう。
 ・調理器具等は使用後できるだけ洗浄しましょう。
 ・下痢や嘔吐等の症状がある方は、食品を取り扱う作業をしないようにしましょう。